

《東通消防署からのお知らせ》

～令和4年中の災害件数について～

令和4年中に発生した東通消防署管内の災害件数については、下記の表のとおりです。昨年に比べ火災・救急・救助件数は増加しています。



	火災件数	救急件数	救助件数
令和4年【前年比】	2件【+1】	242件【+38】	20件【+5】
令和3年	1件	204件	15件
令和2年	3件	248件	12件

火気の取扱いについては、普段から十分気を付けていることと思いますが、今一度火気取扱いの再確認と、暖房器具及び設備の点検を行い、火災予防に努めましょう。

もしものことを考えよう！3つのSTOP行動

もし、触れたら？
ストーブの周りに
燃えやすい物を
置かない



もし、こぼしたら？
ストーブを
点火したまま
給油しない



もし、落ちたら？
ストーブの上に
洗濯物を
干さない



自転車を利用している皆さまへ

改定した 自転車 安全利用五則 を守りましょう！

自転車安全利用五則 (令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

内閣府

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。

歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。

道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。

3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。

4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。

5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。